

択一式トレーニング問題集の使い方

1 本書の位置づけ

択一式トレーニング問題集は、科目別講義テキスト^{※1}に準拠した問題集です。おおむね過去15年間の本試験問題とオリジナル予想問題を、一問一答の形式により、テキスト項目の順に網羅的に出題しております。択一式試験対策の主要教材としてご活用下さい。

2 仕様

〔1〕出題問題

科目別講義テキスト^{※1}の内容に対応するおおむね過去15年間の本試験問題とオリジナルの予想問題です。

〔2〕出題形式

問題を左ページ、解答・解説を右ページとする見開きの構成により、一問一答形式で収載しております。

※1 科目別講義テキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキストのみの一般販売はしていません。

〔3〕表示の意味

左 問題ページ

① 問題番号

② 出題元：令0701B…令和7年試験問題の問1Bの問題であることを示します。
OR…オリジナル問題であることを示します。

③ {新}：直近の本試験問題

④ チェック欄：チェック欄は、問題の習熟度合を図る目安として活用下さい。

☆：科目別講義テキスト^{※2}の「☆」に関連する優先順位の低い問題であることを示します。

⑤

改正：今次の改正が関連する問題であることを示します。

左ページ

<p>第3節 労働基準</p> <p>① ② ③ ④ ⑤</p> <p>問題 025 令0701B <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆ 改正</p> <p>労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間、解雇、災害補償等の基本的な労働条件を指し、安全衛生、寄宿舎に関する条件は含まない。</p> <p>問題 026 令0301A <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ☆</p> <p>労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となって、労働条件を低下させている場合をいうことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。</p> <p>問題 027 平2505C <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>労働基準法第2条第1項が、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきである。」との理念を明らかにした理由は、概念的には対等者である労働者と使用者との間にある現実の力関係の不平等を解決することが、労働基準法の重要な視点であることにある。</p> <p>問題 028 平2101A <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならないが、使用者よりも経済的に弱い立場にある労働者についてはこのような義務を定めた規定はない。</p> <p>11 第1章 総則</p>	<p>第3節 労働基準</p> <p>⑥</p> <p>解答 025 × S63.3.14基発150 / P13 社労士24P5▼</p> <p>労働条件とは、賃金、労働時間のほか、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件すべてを含む労働者の一切の待遇をいう。</p> <p>解答 026 ○ S22.9.13発17 / P13 社労士24P5▼</p> <p>記述の通り正しい。</p> <p>7 解説 【労働基準法第1条第2項】 労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者はこの基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。</p> <p>解答 027 ○ 法2条 / P14 社労士24P6▼</p> <p>記述の通り正しい。</p> <p>解答 028 × 法2条 / P14 社労士24P6▼</p> <p>本敗の義務は、労働者にも課せられる。</p> <p>解説 【労働基準法第2条第2項】 「労働者及び使用者」は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。</p> <p>総則 第1章 12</p>
--	--

右ページ

右 解答・解説ページ

⑥ 科目別講義テキスト^{※2}と社労士24レクチャーテキスト^{※2}の参照ページを示します。

⑦ +Q：問題に関する補足説明や周辺知識の内容を記載しています。

※2 科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストは、資格の大原社会保険労務士講座受講生専用教材です。科目別講義テキスト・社労士24レクチャーテキストのみの一般販売はしておりません。

3 択一式トレーニング問題集の使い方

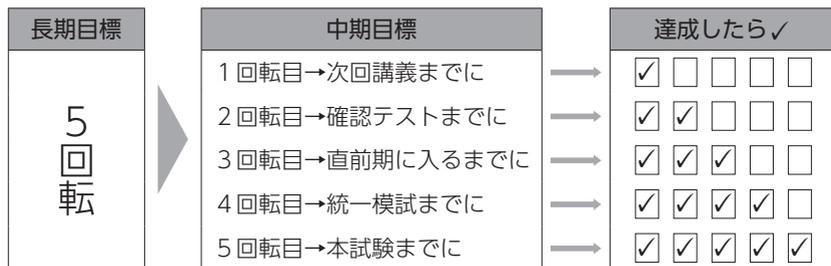
〔1〕問題を解く目的

問題を解く目的は、正誤を憶えることではなく、正誤判断をするための「キーワード」と「その理由」を憶えることです。したがって、問題を解くに当たっては、「キーワード」と「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか、どうであれば正しいのか」を見つけ、憶え込むことを強く意識するようにしましょう。

〔2〕回転と目標

問題のキーワードを記憶として定着させるためには、繰り返し問題を解く（回転させる）ことが必要です。そのため学習初期から、本試験までに何回転するか（長期目標）、各回転をいつまでにするか（中期目標）を定めておき、これらに基づいて、その週・その日に何問解くか（短期目標）を決めましょう。なお、中期目標の達成の都度、チェック欄をチェックしていくと、回転の進捗状況が一目でわかって便利です。

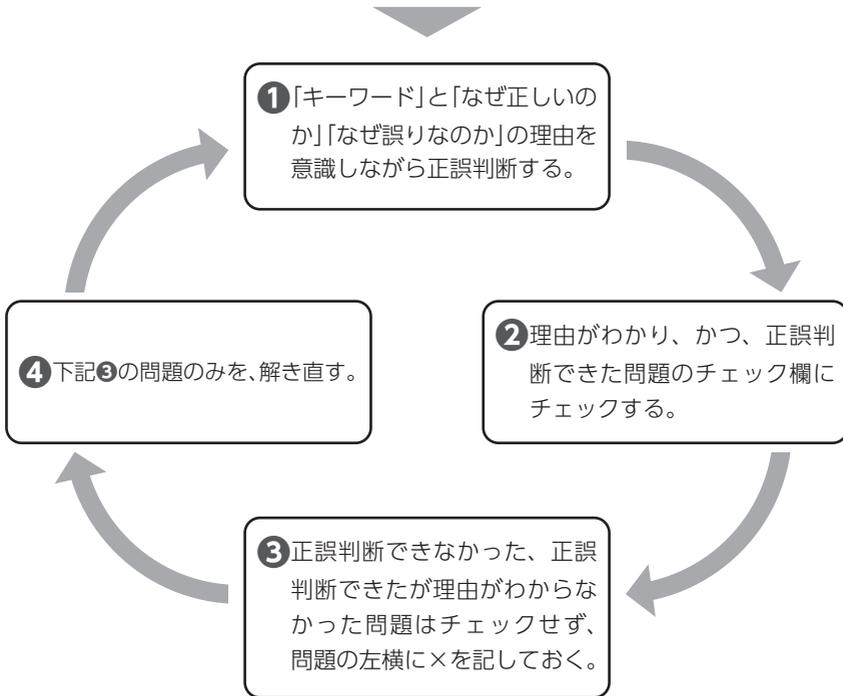
《例》長期目標を5回転とした場合



〔3〕問題の具体的な取り組み方

問題の取り組み方は様々です。以下ではその一例をご紹介しますので、参考にしてください。

制限時間（「問題数×30秒以内」など）を設け、制限時間内で解答する。



上記①～④の手順を繰り返し、すべて又は大部分の問題にチェックがついたら、1回転目は終了。

〔4〕問題集巻末の「進捗表」について

巻末に「進捗表」がございます。こちらをご利用になり、ご自身の弱点部分を明確にし、早期克服に心掛けましょう。

〔5〕問題集巻末の「青シート」について

巻末に「青シート」がございます。解答解説ページを隠すシートとしてご利用下さい。

4 よくある質問

〔1〕解くべき問題の優先順位について

問題集には数多くの演習問題が収録されているので、特に初めて学習をされる方は、優先順位を決めたうえで問題を解いていくことをお勧めします。一例として、「☆」の問題は一旦とばしておきましょう。

〔2〕同じ問題を何度も間違えて、次に進めない…

問題を間違えるということは、その問題のキーワードを憶える第一歩です。しかし、間違えが続いてしまう問題は、一旦とばして次の問題に取り組みましょう。学習が進み、科目の全体像や他の科目との関係が把握できてから理解できる内容の問題もあるからです。

〔3〕テキストとトレーニング問題集はどっちが大事？

テキストのみでは、問題のキーワードを知ることができません。また、トレーニング問題集のみでも、全体像を把握しにくいことがあります。いずれか一方に偏るのは得策とはいえません。最も有効なのは、テキストとトレーニング問題集相互で補い合うという学習方法で、①テキストの概要を把握する→②トレーニング問題集を解き、キーワードを記憶する→③テキスト中のキーワードを部分読みする→④上記②③を繰り返すというものです。また、トレーニング問題集で記憶したキーワードや引っ掛け方をテキストの該当箇所に書き込んでおくという方法もお勧めです。

学習内容

第1章 総論

第2章 被保険者

第3章 費用の負担

第4章 給付

第5章 国民年金基金

第6章 届出・不服申立て・時効その他

学習範囲

※資格の大原社会保険労務士講座受講生の学習範囲です。

社労士合格コース/社労士経験者合格コース/社労士速修合格コース

上記コースの各回の講義に対応した、「トレーニング問題集学習範囲」につきましては、別紙にてご案内いたします。

社労士24

章	問題集学習範囲	章	問題集学習範囲
1	問題001～問題009	11	問題123～問題139
2	問題010～問題014	12	問題140～問題146
3	問題015～問題017	13	問題147～問題166
4	問題018～問題042	14	問題167～問題182
5	問題043～問題052 問題106～問題107	15	問題183～問題210
6	問題053～問題067	16	問題211～問題241
7	問題068～問題090	17	問題242～問題271
8	問題091～問題099	18	問題272～問題298
9	問題100～問題105	19	問題299～問題335
10	問題108～問題122	20	

第2節 公的年金とは

問題 001 O R ☆

国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、老齢基礎年金の額を12で除して得た額に2を乗じて得た額に相当する額と、厚生年金保険法による被保険者の平均的な標準報酬額から計算した老齢厚生年金の額を12で除して得た額に相当する額とを合算して得た額の、厚生年金保険法による被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額に対する比率が100分の50を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

第3節 総 則

問題 002 平2607A

国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとされ、国民年金法に基づくすべての給付は保険原理により行われる。

第2節 公的年金とは

解答 001 × H16法附則2条／P7 社労士24P－▼

本肢の場合に基準となるのは、「厚生年金保険法による被保険者の平均的な標準報酬額」ではなく、「厚生年金保険法による男子被保険者の平均的な標準報酬額」である。

第3節 総 則

解答 002 × 法2条／P10 社労士24P3▼

国民年金の給付は、保険料を拠出せずとも受給できる場合（20歳前の傷病による障害基礎年金）があることから、すべての給付が保険原理（保険料を拠出し、保険給付を受けること）により行われるわけではない。

第4節 保険者

問題 003 令0601E

国民年金事業の事務の一部は、法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる。

問題 004 令0306C

死亡一時金の給付を受ける権利の裁定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長（特別区の区長を含む。）が行う。また当該請求を行うべき市町村（特別区を含む。以下本問において同じ。）は、当該請求者の住所地の市町村である。

問題 005 令0701C



市町村長（特別区の区長を含む。）は、国民年金法第16条に規定する給付を受ける権利の裁定（国民年金法施行令第1条の2第3号イからトまでに掲げる給付を受ける権利の裁定に限る。）の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務に関して、請求書、申請書又は届書を受理したときは、必要な審査を行い、これを日本年金機構に送付しなければならない。

第4節 保険者

解答 003 ○ 法3条／P10・11 社労士24P3▼

【事務の委託】

- ① 国民年金事業の事務の一部は、共済組合等（※）に行わせることができる。
- ② 国民年金事業の事務の一部は、市町村長（特別区の区長を含む。）が行うこととすることができる。

※「共済組合等」とは、下記にあげるものである。

- ア 法律によって組織された共済組合
- イ 国家公務員共済組合連合会
- ウ 全国市町村職員共済組合連合会
- エ 地方公務員共済組合連合会
- オ 日本私立学校振興・共済事業団

解答 004 ○ 令1条の2／P11 社労士24P－▼

記述の通り正しい。

解答 005 ○ 則64条、令1条の2／P11 社労士24P4▼

記述の通り正しい。

問題 006 O R

国民年金法の規定による徴収金の滞納者に対する督促、滞納処分、延滞金の徴収に係る厚生労働大臣の権限に係る事務については、すべて日本年金機構に委任されている。

問題 007 平2806A

第3号被保険者が主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、厚生労働大臣の権限とされており、当該権限に係る事務は日本年金機構に委任されていない。

問題 008 令0404E

被保険者又は被保険者であった者からの国民年金原簿の訂正請求の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとされている。

問題 009 平2910E

日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない国民年金の任意加入被保険者に係る諸手続の事務は、国内に居住する親族等の協力者がいる場合は、協力者が本人に代わって行うこととされており、その手続きは、本人の日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所又は市町村長（特別区の区長を含む。）に対して行うこととされている。なお、本人は日本国内に住所を有したことがあるものとする。

解答 006 × 法109条の4 / P12 社労士24P3▼

本肢の権限に係る事務のうち、国税滞納処分の例による処分の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されているが、督促の権限に係る事務及び延滞金の徴収の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されていない。

解答 007 × 法109条の4 / P12 社労士24P3▼

本肢の権限に係る事務は、日本年金機構に「委任されている」。

解答 008 ○ 法109条の4 / P12 社労士24P3▼

記述の通り正しい。

解答 009 ○ H19.6.29庁保険発0629002 / P13 社労士24P－▼

在外邦人の諸手続の事務は、本人の日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うものとされる。なお、本人が日本国内に住所を有したことがないときの事務は、千代田年金事務所が行うものとされる。

第2節 強制被保険者

問題 010 令0303C

日本の国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において1年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うものは、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であっても第1号被保険者とならない。

問題 011 平2607C

65歳以上の厚生年金保険の被保険者は、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有していなくても、障害を支給事由とする年金たる給付の受給権を有していれば、第2号被保険者とならない。

問題 012 令0503D

62歳の特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者である場合、第2号被保険者にはならない。

問題 013 令0303B

老齢厚生年金を受給する66歳の厚生年金保険の被保険者の収入によって生計を維持する55歳の配偶者は、第3号被保険者とはならない。

問題 014 令0303D

第2号被保険者の被扶養配偶者であって、観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する日本国内に住所を有しない20歳以上60歳未満の者は、第3号被保険者となることができる。

第2節 強制被保険者

解答 010 ○ 法7条、則1条の2 / P17 社労士24P5▼

観光・保養を目的とするビザで来日した者は、第1号被保険者から適用除外となる。

解答 011 × 法7条、附則3条 / P18 社労士24P5▼

厚生年金保険の被保険者であっても、65歳以上の者であって、「老齢又は退職」を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する者は、第2号被保険者とならない。したがって、本肢の者は、第2号被保険者になれる。

解答 012 × 法7条、附則3条 / P18 社労士24P5▼

本肢の者は、第2号被保険者になることができる。なお、65歳以上の者であって、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する者は、第2号被保険者になることができない。

解答 013 ○ 法7条、附則3条 / P19・18 社労士24P6・5▼

老齢厚生年金を受給する66歳の厚生年金保険の被保険者は、第2号被保険者とならない。したがって、この者の配偶者は第3号被保険者とはならない。

解答 014 ○ 法7条、則1条の3 / P20 社労士24P6▼

本肢の者は、日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者であることより、所定の要件を満たすことで第3号被保険者となることができる。

第3節 任意加入被保険者

問題 015 令0507E

国民年金法附則第5条第1項によると、第2号被保険者及び第3号被保険者を除き、日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、日本国内に住所を有しない20歳以上70歳未満の者は、厚生労働大臣に申し出て、任意加入被保険者となることができる。

問題 016 O R ☆

第1号被保険者が日本国内に住所を有しなくなった場合において、その者が日本国内に住所を有しなくなった日の属する月以降の保険料を前納しているときは、日本国内に住所を有しなくなった日に任意加入被保険者となる申出をしたものとみなされる。

問題 017 令0609A

甲（昭和34年4月20日生まれ）は、20歳以後の学生であった期間は国民年金の加入が任意であったため加入していない。大学卒業後7年間は厚生年金保険の被保険者であったが、30歳で結婚してから15年間は第3号被保険者であった。その後、45歳から20年間、再び厚生年金保険の被保険者となっていたが65歳の誕生日で退職した。甲の老齢基礎年金は満額にならないため、65歳以降国民年金に任意加入して保険料を納付することができる。

第3節 任意加入被保険者

解答 015 × 法附則5条／P23 社労士24P8▼

本肢については、「70歳未満」ではなく「65歳未満」である。

解答 016 × 法附則6条／P24 社労士24P8▼

第1号被保険者が「厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となった場合」は、本肢の取扱いとなるが、日本国内に住所を有しなくなった場合は、本肢の取扱いはない。

解答 017 × H6法附則11条／P25 社労士24P9▼

本肢の場合、老齢基礎年金の受給権を有しているため、65歳以降、国民年金に任意加入することができない。

第4節 被保険者資格の取得及び喪失

問題 018 平2903 E

日本国籍を有する者で、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の者（第2号被保険者及び第3号被保険者を除く。）が任意加入被保険者の資格の取得の申出をしたときは、申出をした日に任意加入被保険者の資格を取得する。

問題 019 令0405 E

厚生年金保険の被保険者が19歳であって、その被扶養配偶者が18歳である場合において、その被扶養配偶者が第3号被保険者の資格を取得するのは当該被保険者が20歳に達したときである。

問題 020 令0709 A 

国民年金法附則第5条に基づく任意加入被保険者については、厚生労働大臣に任意加入の申出をした日に資格を取得することになっているが、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者の場合は、最長60歳まで遡って任意加入被保険者の資格を取得することができる。

問題 021 令0407 A

厚生年金保険の被保険者が、65歳に達し老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権を取得したときは、引き続き厚生年金保険の被保険者資格を有していても、国民年金の第2号被保険者の資格を喪失する。

問題 022 令0408 E

第1号被保険者又は第3号被保険者が60歳に達したとき（第2号被保険者に該当する時を除く。）は、60歳に達した日に被保険者の資格を喪失する。また、第1号被保険者又は第3号被保険者が死亡したときは、死亡した日の翌日に被保険者の資格を喪失する。

第4節 被保険者資格の取得及び喪失

解答 018 ○ 法附則5条／P27 社労士24P10▼

記述の通り正しい。

解答 019 × 法8条／P27 社労士24P10▼

本肢の場合、被扶養配偶者が第3号被保険者の資格を取得するのは、「当該被扶養配偶者」が20歳に達したときである。

解答 020 × 法附則5条／P27 社労士24P10▼

本肢後段のような規定はない。

解答 021 ○ 法9条、附則4条／P28 社労士24P11▼

記述の通り正しい。

解答 022 ○ 法9条／P28 社労士24P11▼

記述の通り正しい。